

【特定技能制度参考資料 4号】

令和2年3月18日

ミャンマー国籍の方々の受入れ手続について

1 ミャンマー国籍の方々を特定技能外国人として受け入れるまでの手続の流れ（手続の解説）

<http://www.moj.go.jp/content/001315103.pdf>

- ミャンマーから新たに受け入れる場合
- 日本に在留する方を受け入れる場合



2 ミャンマー国籍の方々を特定技能として受け入れる手続の流れ図（フローチャート）

<http://www.moj.go.jp/content/001315102.pdf>

- ミャンマーから新たに来日の場合
- 日本国内在留者の場合



【参考】法務省ホームページ URL

1 在留資格「特定技能」の創設等

[http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01\\_00127.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01_00127.html)



2 各国における手続について

[http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri05\\_00021.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri05_00021.html)



出入国在留管理庁特定技能企画室

代表03-3580-4111